

別表3（第3関係）

本実施要綱第3に規定する別表1（1）（ア）①②⑤のいずれかに該当する事業所・施設（以下、施設等という）に係る「基準単価超過に係る追加補助」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象・期間等

申請時点で、対象経費が別表1にて定める基準単価を超過している下記対象施設等のうち、令和4年11月から令和5年1月までにおいて発生し、かつ、当該基準単価を超過している対象経費（別表1（1）（ア）①②⑤のいずれかに該当する施設等に係る対象経費のうち、「①職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保（一定の要件（別添1）に該当する自費検査費用を除く）」、「③介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用」、「④感染性廃棄物の処理費用」、「⑤感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用」、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（別添2のとおり）」に限る）がある場合、当該対象経費を原則別表1にて定める基準単価の範囲内で追加補助する。

なお、上記において算出された追加補助額が別表1にて定める基準単価に達しない施設等において、上記期間において発生した経費の中に、既存入所者（利用者）に対する自費検査費用※が含まれる場合は、当該自費検査費用を原則当該基準単価に達するまで補助できるものとする。

また、特殊な事情により追加補助の基準単価を超える必要がある場合については、県が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができるものとする。

【対象施設等】

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

※自費検査費用について

【用語の定義】

当該追加補助に係る用語の意義は以下のとおりとする。

- （1）自費検査費用 対象施設等の設置者又は運営者が、当該施設等における既存入所者（利用者）を対象として、令和4年11月から令和5年1月までにおいて自主的に実施するPCR等検査に係る費用をいう。
- （2）PCR等検査 新型コロナウイルス感染症に係るPCR法等による核酸検出検査、抗原定量検査又は抗原定性検査をいう。
- （3）行政検査 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条の規定に基づく検査をいう。

【対象経費】

検査料金、検体の郵送・配送料、検査に要する診療費（陽性が判明した際の診療費を含む。）その他のPCR等検査の実施に必要な費用

【補助対象者の例外】

上記（1）における対象者が行政検査又は保険診療による検査の対象者である場合は、追加補助の対象としない。

【交付の額の算定方法】

以下により選定された額の合計額を用いて、1 助成対象・期間等において定める方法により算定する。

- ・ 既存入所者（利用者）のPCR等検査ごとに上記対象期間に発生した対象経費の実支出額と補助上限額 15,000 円とを比較して少ないほうの額を選定する。

【交付の条件】

長野県から抗原定性検査キットの配布を受けた後に、その用途に該当する自費検査を行うときは、当該抗原定性検査キットによる抗原定性検査をこの補助金の交付の対象となるPCR等検査に優先して行うものとする。

【交付の申請及び実績報告様式】

本実施要綱第5及び第10に規定する様式のほか、参考様式2及び参考様式3を提出するものとする。

2 その他

本追加補助に係る契約書等支出証拠書類の写しは、他の証拠書類とは別にまとめて提出すること。